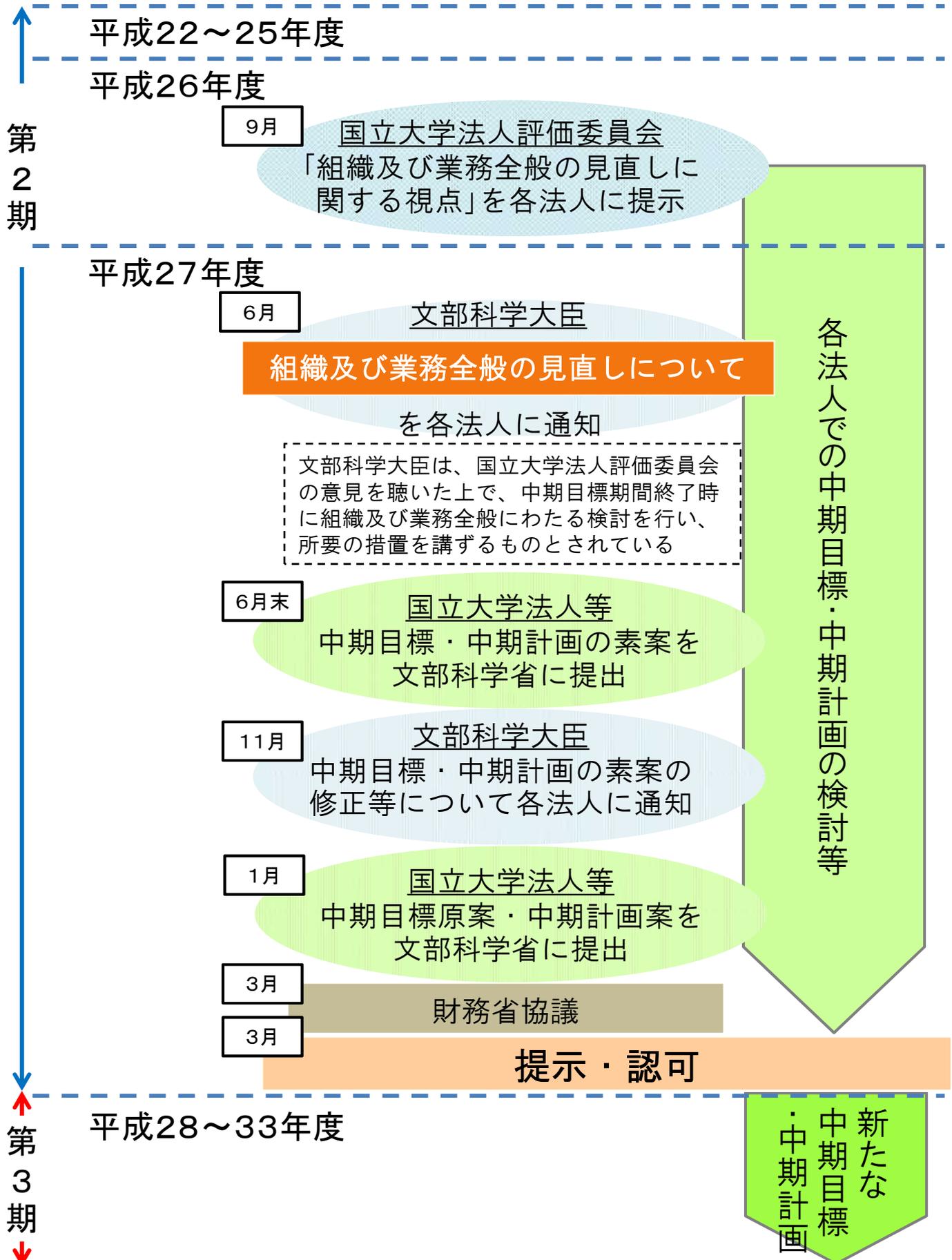


国立大学法人等の第3期中期目標・中期計画策定に向けた主な流れ



国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しについて(通知)

見直しの考え方・方向性

- 中期目標の実際上の作成主体である国立大学法人等に対して **文部科学大臣が組織・業務全般にかかる見直し内容を提示**
- 第3期中期目標期間においては、各法人が、一層の質的向上を図るため、自らの強み・特色や高い到達目標・実現手段・検証指標を明示した、**戦略性が高く意欲的な中期目標・中期計画を設定**することを要請
- 各法人の中期目標・中期計画の素案等において、**見直し内容が反映されているか確認し、適宜修正**

見直し内容

【組織・業務全般】

- 「ミッションの再定義」を踏まえた**組織改革**
- 各地域における知の拠点として**社会貢献・地域貢献の推進**
- 国境を越えた教育連携・共同研究の実施や学生の交流等、**グローバル化の推進**
- 学長・機構長を補佐する体制の強化等、**ガバナンス改革の充実**
- 年俸制・混合給与の積極的な導入など**人事・給与システム改革の推進**
- **法令遵守**体制の充実と**研究の健全化**

特に、国立大学法人について

- アクティブ・ラーニングの導入等、**大学教育の質的転換**
- **多面的・総合的な入学者選抜**への転換

特に、大学共同利用機関法人について

- 異分野融合・新分野創成に資する**拠点機能の強化・研究環境の向上**を図るとともに、**大学の機能強化に貢献**

【運営費交付金の配分方法】

- 機能強化の方向性に応じた取組をきめ細かく支援するため、予算上、**三つの重点支援の枠組みを新設**
- 組織の自己変革や新陳代謝を促進するため、**学長・機構長のリーダーシップを予算面で強化**

国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しについて（制度概要）

- 文部科学大臣は、中期目標期間終了時（※）までに組織及び業務全般にわたる検討を行い、所要の措置を講じるものとされている。

（※国立大学法人等の中期目標期間（6年間） 第1期：平成16～21年度 第2期：平成22～27年度 第3期：平成28～33年度）

国立大学法人法

（中期目標の期間の終了時の検討）

- 第31条の4 文部科学大臣は、中期目標の期間の終了時まで、当該国立大学法人等の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、当該国立大学法人等に関し所要の措置を講ずるものとする。
- 2 文部科学大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かななければならない。
- 3 文部科学大臣は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を評価制度委員会に通知するとともに、公表しなければならない。
- 4 評価制度委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、国立大学法人等の中期目標の期間の終了時まで、当該国立大学法人等の主要な事務及び事業の改廃に関し、文部科学大臣に勧告をすることができる。この場合において、評価制度委員会は、遅滞なく、当該勧告の内容を公表しなければならない。
- 5 評価制度委員会は、前項の勧告をしたときは、文部科学大臣に対し、その勧告に基づいて講じた措置及び講じようとする措置について報告を求めることができる。

※ 第31条の4第1項は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律における国立大学法人法の一部改正に伴う経過措置により読替を行っている。